

経営者のための法律相談Q&A その72

支払督促って何？ ～費用をかけずに債権回収するには～

1 費用対効果で悩ましい裁判手続

みなさん、売掛金を支払ってもらえない・貸付金が未回収となっている・会社が立て替えていたお金を払ってもらいたいが退職した、といったような案件で、なかなか話し合いでは進まないといったケースはありませんか。

この点、弁護士などに依頼して、内容証明郵便などを送付するといった方法も一つですが、徹底的に放置された場合には、何らかの法的強制力を持った手続を検討する必要があります。

しかしながら、弁護士さんに費用を払ってまで回収を試みても、確実に回収できるかどうか分からないし、果たして費用対効果はどうなのか。そういった悩みを抱えている方々からの相談は、実に多くあります。

その際、一つの選択肢としてお勧めするのが、支払督促という制度です。

2 支払督促という制度について

支払督促は、相手方の所在地を管轄する簡易裁判所に、定型の書式を記載して申し立てる制度です。

特徴としては、必ずしも代理人弁護士を立てなくても、企業の担当者レベルで申し立てが可能であること・印紙

の費用が訴訟の半額であること・相手方が手続を無視した場合には、判決と同じく強制執行する権利を得ることが出来る、といったところにあります。

すなわち、通常、裁判となると、民事訴訟法のルールに従って訴状なるものを起案・作成し、証拠なども取り揃えて提訴する必要があるため、どうしても弁護士など専門家に依頼せざるを得ないケースが多いものと思われれます。

しかしながら、支払督促は定型の書式に、いくらの金銭を支払って欲しいか・その理由（原因）は何か、ということを簡潔に記載したものを裁判所に提出し、裁判所書記官がこれを審査し、問題なければこれを相手方に送達する簡易な手続です。このとき、証拠は提出する必要はありません。

支払督促の書式は最寄りの簡易裁判所へ行っても入手できますし、裁判所のホームページからダウンロードすることも可能です。

そのうえで書き方が分からないということがあるれば、気軽に弁護士に相談してもらえたらと思います。

なお、相手方（債務者という表現をします）が遠方に居住している場合には、その遠方の住所を管轄する簡易裁判所に対し、郵送で申し立てをすることが可能です。

3 申立後の手続について

支払督促の申立てをした後、裁判所から封筒に入った支払督促の書面が債務者に送達されます。

このとき、債務者からしてみれば、お金は借りた覚えはないであるとか、すでに支払ったであるとか、あるいは消滅時効を主張したい、といった反論があり得るところです。

その場合、債務者は二週間以内に異議の申立てをすることが出来ます。異議の申し立てがなされたら、支払督促の手続は終了となり、通常の裁判手続へ移行することになりますので、支払督促の申立てをした方は、裁判の準備として証拠などを提出する必要があります。よく分からない場合には弁護士等に相談願います。

一方で、支払督促が送達されたにもかかわらず、債務者が二週間以内に異議の申立てをしないときは、債権者（申立者）は仮執行宣言の申立てをすることができ、裁判所は仮執行宣言付支払督促を送達しますので、これに対しても二週間以内に異議の申立てがなければ確定し、判決と同じ効力を得ることが出来ます。その結果、預貯金や

給与、不動産、その他財産の差押えなどが可能となります。

必ずしも弁護士を立てなくとも、簡易な方法にて強制執行をする権利を取得することができる、支払督促の制度についてご紹介いたしました。弁護士としては商売下手かもしれませんが、皆様のお役に立つならば幸いです。

なお、支払督促と合わせて、少額訴訟についてもよくご相談があるのですが、どういう場面でどちらの手続を選択するのが良いか、といった点についてもお気軽にご相談いただけたらと思います。

（本稿担当 今田健太郎）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎49317100 49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上樞裕章・谷脇裕子・

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織・

丸電日出和・大橋真人